特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
14	横手市	就学援助関連事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市教育委員会は、就学援助関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市教育委員会

公表日

令和5年6月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 (天) 注 (月 千)(1. 特定個人情報ファイル・	を取り扱う事務
①事務の名称	就学援助関連事務
②事務の概要	学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 横手市が設置する小学校、中学校の児童又は生徒が、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、生活保護に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している者を対象として、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。 番号法の別表第二に基づいて、当委員会は、就学援助に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第27項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第23条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第26、87項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第38項)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	教育指導部 学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号013-8601

横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係

住所:秋田県横手市中央町8番2号

電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061

E-mail:somu@city.yokote.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号013-8601

横手市教育委員会 教育指導部 学校教育課 学務係 住所:秋田県横手市条里一丁目1番64号 電話:0182-32-2414 ファクス:0182-32-4034

E-mail:gakkokyoiku@city.yokote.lg.jp

連絡先

請求先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和5年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和:	5年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	断書の種類						
[基礎	項目評価	[書]		く選択肢ン 1) 基礎項[2) 基礎項[3) 基礎項[> 目評価書 目評価書及び重点 目評価書及び全項	点項目評価書 頁目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目評価書に	おいて、リスク対	策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分であ	を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でま	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	2) 十分であ	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]振	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分であ	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入		き続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でも	を入れている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を 2) 十分であ	を入れている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分でも	を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査 [〕外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力さ 2) サクに3	を入れて行ってい	<u></u>		

変更箇所

変 史 固 /	ול				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	学校教育課長 飯野 由貴男	学校教育課長 高橋 純	事後	平成28年4月1日付人事異動
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	学校教育課長 高橋 純	学校教育課長 木村 雅美	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	学校教育課長 木村 雅美	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成30年5月21日公布)の様 式改正に伴う記載内容の変更
	Ⅱ - 1.対象人数 及び Ⅱ - 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	Ⅱ -1.対象人数 及び Ⅱ -2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載 内容の修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	Ⅱ -1.対象人数 及び Ⅱ -2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和3年6月17日	Ⅱ - 1.対象人数 及び Ⅱ - 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和3年8月10日	I -4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法 改正に伴う変更
令和4年6月14日	Ⅱ -1.対象人数 及び Ⅱ -2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和5年6月19日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施